

会 議 録 (要旨)

平成29年度 第4回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成29年12月20日(水) 13時30分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時57分

出席委員

事務局

石山 恒征 白石 久乃 鈴木 正敏 和田 百合子 内野 裕嗣 原 彰男 大友 絹江 (会長代理) 小田原 紀慧子 金子 正義 (会長) 山崎 操 (10人)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">保健福祉部長</td> <td style="width: 40%;">東内 京一</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部次長兼健康保険医療課長</td> <td>大野 孝治</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア課長</td> <td>阿部 剛</td> </tr> <tr> <td>健康保険医療課長補佐</td> <td>渡部 剛</td> </tr> <tr> <td>健康保険医療課専門員</td> <td>大坂 秀樹</td> </tr> <tr> <td>国保医療政策担当統括主査</td> <td>斉藤 寛子</td> </tr> <tr> <td>ヘルスサポート担当統括主査</td> <td>梶原 絵里</td> </tr> <tr> <td>ヘルスサポート担当主任</td> <td>端山 明子</td> </tr> </table>	保健福祉部長	東内 京一	保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治	地域包括ケア課長	阿部 剛	健康保険医療課長補佐	渡部 剛	健康保険医療課専門員	大坂 秀樹	国保医療政策担当統括主査	斉藤 寛子	ヘルスサポート担当統括主査	梶原 絵里	ヘルスサポート担当主任	端山 明子
保健福祉部長	東内 京一																
保健福祉部次長兼健康保険医療課長	大野 孝治																
地域包括ケア課長	阿部 剛																
健康保険医療課長補佐	渡部 剛																
健康保険医療課専門員	大坂 秀樹																
国保医療政策担当統括主査	斉藤 寛子																
ヘルスサポート担当統括主査	梶原 絵里																
ヘルスサポート担当主任	端山 明子																

欠席委員

傍聴 4人

柳下 すゞ子
 菅野 隆
 佐々木 淳
 佐藤 貴映
 津川 知子

 (5人)

備考

会議資料
 次第、資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料1

会議録作成者氏名

斉藤 寛子

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>1 開会</p> <p>ただいまより、平成 29 年度第 4 回運営協議会をはじめます。</p> <p>なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。</p> <p>また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。</p>
東内部長	<p>2 あいさつ</p> <p>皆さまには、平成 29 年度第 4 回運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日は、制度改革に対応した納付金に係る最終的な税率等の設定について、市長からの諮問に対して、ご議論のほどよろしくお願ひします。</p> <p>さて、1 2 月に診療報酬及び介護報酬の改定があり、診療報酬については、マイナス改定となっております。介護報酬については、3 期連続微増となっております。そのような中、国民健康保険では、2025 年度を見据えるといったところと来年度からの制度改革のあり方を踏まえ、短期の単年度、単年度の税率改正の議論ではなく、来年度から 3 年間の計画期間をおいたということは和光市独自のものとなっております。そのようなことを踏まえまして、皆さまの忌憚のないご意見をよろしくお願ひいたします。</p> <p>3 運営協議会に対する諮問</p> <p>東内部長より金子会長へ、諮問書を交付</p>
6 : 36 金子会長	<p>4 諮問事項</p> <p>それでは、ただいまから、平成 29 年度第 4 回和光市国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>はじめに、本日の出席状況について事務局より報告願ひます。</p>
渡部課長補佐	<p>本日は全委員 15 名のうち 10 名の委員の方が出席し、半数を超え</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>ております。</p> <p>事務局からの報告のとおり、出席委員は10名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。</p> <p>議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させていただきます。</p> <p>白石委員、小田原委員の二人にお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項「（仮称）和光市国保ヘルスプランの策定及び和光市国民健康保険税の税率等の改正について」、事務局より説明願います。</p>
渡部課長補佐	<p>まず国保税等の改正について、諮問させていただき概要について説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>この案の内容は、現行と比較して一人当たりの税額の増加率は、平均すると17%となっています。</p> <p>その税率をみますと、医療給付費分としては、所得割が現行の6.3%から7.8%への1.5%の増加、均等割が15,600円から19,800円への4,200円の増加となります。後期高齢者支援金分としては、所得割が1.8%から2.2%への0.4%の増加、均等割が7,200円から8,400円への1,200円の増加となります。また、介護納付金分では、所得割が1%から1.3%への0.3%の増加、均等割が7,200円から8,400円への1,200円の増加となっております。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>この税率を元に、収入階層別に、改正額、改正割合を示した税額表になっています。</p> <p>資料の3をご覧ください。税率等の設定について詳細の資料となります。まず、平成30年度から埼玉県に支払う納付金について、秋の試算、仮算定の結果が出てまいりましたので報告します。</p> <p>1ページの左が第3回シミュレーションの金額で合計22億円でした。そして、右が、今回、仮算定として示された金額となり、合計で約20億円となっています。比較すると、約2億円のマイナス</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>となっています。</p> <p>この差ですが、納付金の制度は平成 30 年度からですが、これまでのシミュレーションでは、平成 29 年度に納付金という制度があった場合はいくらになるかというシミュレーションでした。今回の仮算定から、平成 30 年度を予測して、給付費、人数、所得などを再度、計算し直したということになります。</p> <p>減少した理由ですが、一番大きいのは、再計算により埼玉県全体として必要となる保険給付費の金額が減少したことによりです。また、追加される公費が算定の中に入ってきたため、市として負担すべき金額が下がったため、今回の結果になっております。</p> <p>次に、2 ページをご覧ください。</p> <p>今後の被保険者推計を実施しております。</p> <p>まず、被保険者については、今後も引き続き減少することが予測されます。特に、団塊の世代が後期高齢者になるまでは大きく減少していくものと予想されています。棒グラフが全体を示していますが、内訳として下の部分が前期高齢者となっています。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。</p> <p>ここでは、今後の医療費の推計を行っております。折れ線グラフが一人当たり医療費で、棒グラフが医療費の総額になっております。一人当たり医療費は今後も伸びていきそうですが、国保としての医療費総額については、減少していくことが予想されています。</p> <p>次の 4 ページです。</p> <p>これらをもとに、納付金がどのように変化していくのか、どれだけの保険税必要額となるのかを推計したものです。</p> <p>先ほどの納付金の推計をベースに、プラス要因とマイナス要因を加減したもので保険税必要額は求められます。プラス要因とは、保健事業や特定健診、出産育児一時金、葬祭費などの費用のことです。また、マイナス要因は、法定繰入や保険者努力支援制度などの公費、過年度分の保険税収入のことです。一番下の、ここで求めた「保険税必要額」をどのようにしてまかなっていくかということを検討することになります。</p> <p>次の 5 ページをご覧ください。</p> <p>そこで、今後の国保の財政運営をどうするかを検討してまいりま</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>す。</p> <p>まず、これまでの会議での繰り返しになりますが、まずはしっかりと保健事業で効果をあげていくことを大前提としております。保健事業の方向性については、前回の運協でお話したとおりです。新しい取組等を織り交ぜながら、取組んでまいります。</p> <p>次に、②として、被保険者の負担軽減のために、基金を活用してまいります。残高が約4億8千万円ありますので、3ヵ年で3億円を活用してまいります。</p> <p>次に、③として、被保険者の負担軽減のために、法定外繰入金を一定額繰り入れて対応してまいります。3ヵ年で3億円を繰り入れることとしています。そして、最後になりますが、税率改正により、被保険者の皆さんにご負担をお願いしたいということになります。今回の増加率は、17%程度となります。</p> <p>次に、6ページをご覧ください。</p> <p>新たな税率設定における方針です。</p> <p>①についてですが、今後は国保医療費計画を策定してまいります。今回資料4としてお配りしているものです。前回の運協でご説明しましたが、現状を分析しながら医療費の伸びを抑制・低減するような取組を実施し、医療費推計等を行ったうえで、保険税を見込んでまいります。この計画期間に合わせ、保険税は3ヵ年ごとに見直しを実施してまいります。</p> <p>②についてですが、賦課方式については、現行の4方式を維持してまいります。2方式にして資産割をなくしますと、中間所得者層に大きな影響を与えます。また、平等割をなくして均等割の負担をあげると低所得者層に大きな影響を与えます。現状においては、4方式がよいと考えております。</p> <p>③についてですが、賦課割合につきましても、現状の応能、応益の比率を67対33程度に維持してまいります。本来は、50：50という割合が示されておりますが、低所得者への負担に配慮し、応能割の比重を大きくして設計をしております。</p> <p>最後に④の収納率ですが、県の示す標準収納率よりも高い91.8%と設定し、努力してまいります。</p> <p>以上の点を考慮し、今回諮問させていただいた案を作成いたします。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>した。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>今後の税率を検討する際の資料となります。</p> <p>一番左が、現行、平成29年度の状況です。一人当たり保険税については、100,542円となっています。そして、現在、基金繰入金が4億7千万円、一般会計からのその他繰入金である法定外繰入金を4億5千万円、繰り入れております。もし、この法定外と基金からの繰入金がなかった場合はどうなるか、つまり本来の保険税負担はどうなっているかを示したのが、隣の「現行（法定外、基金繰入金がなかった場合）」になり、一人当たり金額では158,499円、増加率は58%となります。つまり、法定外繰入金や基金からの繰入金で58%、被保険者の方の負担軽減を図っている状況となります。</p> <p>次が、「自然体（3年間）」の欄です。</p> <p>先ほど、3カ年の保険税必要額の推計を行いました。この保険税必要額を、基金、法定外繰入金をともに繰入をしないで、全て保険税で負担する場合にどうなるかという数字になります。一人当たりの金額では132,188円、増加率では、31%の増加となります。</p> <p>次が、今回諮問させていただく「諮問案（3年間）」です。自然体と比較し効果後の数字となりますが、内容としては、まずは、しっかりと保健事業での効果を出していきたいと考えております。また、被保険者の負担軽減のために、基金繰入金を3年間で3億円、法定外繰入金につきましても、3年間で3億円の繰入れます。この結果、一人当たりの保険税額は118,091円、現行と比較すると増加率は17%となっています。一番右に参考（当初平成30年度分）とありますが、この税率は、3年間は変わらないこととなります。</p> <p>次の8ページについてが、具体的に税額がどうなるかの例を示しています。</p> <p>例①としては、40歳の給与収入の方で、1人世帯、固定資産割が発生しない世帯の場合です。収入100万円の場合は、現行税額25,700円に対して改正案は29,400円になり、金額で3,700円の増加、増加率は14.4%となっております。以下、収入が200万円の場合は増加率が20.2%、収入が500万円の場合は22.7%の増加率</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>になっています。</p> <p>次の9ページ、例②は、固定資産割が発生する世帯の場合です。</p> <p>次の10ページ、例③は、65歳の年金収入の方で、1人世帯、固定資産割が発生しない世帯の場合です。年金100万円の場合は、現行税率12,100円に対して改正案は13,800円となり、金額で1,700円の増加、増加率は14.0%となっています。以下、年金が200万円の場合は増加率が18.8%、年金が500万円の場合は22.0%の増加率になっています。</p> <p>次の11ページ、例④は、固定資産割が発生する世帯の場合です。</p> <p>最後のページは、スケジュールになります。</p> <p>本日諮問をさせていただいた内容について、答申をいただいた後、その結果を持って1月にパブリック・コメント、市民説明会を実施してまいります。その後、2月に再度、運営協議会を開催させていただき、パブリックコメント等の結果を報告するとともに、具体的な条例の改正を諮問させていただく予定としています。</p> <p>最後に、資料4、「(仮称)和光市国保ヘルスプラン素案」について、簡単にご説明いたします。</p> <p>これまで、国保医療費計画を策定していくという説明を何度かさせていただいております。国保医療費計画とは、国保における医療費や疾病状況を分析し、どのような課題があるのかを把握した上で、医療費を抑制・低減させていくための取組を実施していこうというものです。その上で、被保険者や医療費の推計を行い、今後の納付金見込から保険税必要額を求め、3カ年の保険税を設定していこうというものです。この計画については、当市が独自に策定するものです。</p> <p>前回の運営協議会では、この計画のうち、現状の分析と主な施策の方向性を時間を割いて説明させていただきました。入院では脳梗塞が多いので、脳梗塞の再発を防いでいこうですとか、医療費総額に占める割合の高い生活習慣病を予防していくことが重要であるなどです。この冊子の5ページ以降に掲載してあります。</p> <p>また、本日のお示しした被保険者の推計や保険税の設定については、この資料の62ページ以降の部分に記載しているところです。</p>

発言者	会 議 内 容
27 : 15 金子会長	<p>今後は、3 ヶ年ごとにこの計画を見直し、現状の分析から保険税の設定までを一体として、計画を策定してまいります。</p> <p>また、国保のレセプトデータ、KDBなどを活用して詳細の分析を行う国民健康保険保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画と特定健診・特定保健指導の部分の詳細を定めた特定健康診査等実施計画についても今回策定してまいります。そこで、国保の現状分析の部分、各取組の部分が重複するため、国保医療費計画と合わせて、今回1冊の冊子として、和光市国保ヘルスプランとして素案を策定したところです。</p> <p>今回は、税率改正と一体として策定していくものとして、この国保ヘルスプランについてもパブリック・コメントを実施してまいります。</p>
鈴木委員	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>本日は、国保税率等の改正についてご意見等を伺いたいと思います。また、国保ヘルスプラン素案については、パブリックコメントが始まる前に皆さんからご意見をいただき、それを踏まえ、私と事務局で調整をさせていただきたいと思っています。</p> <p>それでは、ご意見等ある方、お願いします。</p>
大野次長	<p>埼玉県全体で見ると、約300億円を超える法定外繰入金が増えているということになると思いますが、他市町村の状況、今後の事業運営の検討状況について教えてください。</p> <p>近隣市である朝霞市、志木市、新座市については、法定外繰入金をどのようにしていくのかということも含め、税率等については、検討中ということです。</p>
渡部課長補佐	<p>戸田市については、埼玉県内で最も多く法定外繰入金を繰り入れている市ですが、すでに、税率改正案についてパブリックコメントを実施しており、約15%の被保険者への負担増となっています。</p>
石山委員	<p>今回の制度改正については、全体的に見ますと、埼玉県の中で</p>

発言者	会 議 内 容
32 : 09	<p>も、和光市の負担が多くなっているという改正になっています。そして税率改正の内容は、被保険者へ17%の負担増を求めるということです。資料2の税額表をみると、中間所得者層で23%程度の増加となっており、低所得者層への負担増に対する緩和措置など何か行ってもらえないかと思います。収納率について、91.8%を見込むとありますが、17%の負担増を求めることにより、低所得者の収納率は下がってしまうのではないかと思いますので、ある程度の手当てをするなどの対応が必要ではないか、もしくは、法定外繰入金をもう少し繰り入れていただき、負担増を緩和することが必要だと考えます。現行では4億5千万円の法定外繰入金を繰り入れていますが、今回の改正案では3年間で3億円となっており、もう少し繰入額を増やす方向で検討していただけないかと思います。17%は少し高いのではないかと感じますので、法定外繰入を増やしていただけないかと思います。</p> <p>もし、法定外繰入金を増やさないのであれば、ある一定額の補助金などを交付して、例えば、増加率が何%以上の人には、何円を補助するなど、大きく増加してしまった被保険者には、負担軽減の対策を検討していただきたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>現行の法定外繰入金の4億5千万円を今後3年間も維持した場合には、どのぐらいの負担増となるのでしょうか。</p> <p>また、法定外繰入金は、国保運営上はなくすことが好ましいとは思いますが、市民の医療を守るという観点では福祉施策の一貫なのです。それで、現在の水準を大幅に変えて被保険者の負担を増やすということは、福祉の後退ということになります。被保険者への17%の負担増は、被保険者としても非常に厳しいと感じます。できれば再考していただきたいと思います。</p> <p>運営協議会への諮問について、今回の税率改正の諮問があり、その後、パブリックコメントを経て、再度、税率改正についての諮問があるというケースは今までになかったのですが、パブリックコメントの結果をうけて、もう一度諮問案を作るという解釈でよろしいでしょうか。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>法定外繰入金4億5千万円を今後3年間維持し、基金を入れなかった場合は、基金からの繰入金を含めずに、0.18%増となります。</p>
東内部長	<p>今回は3年間の国保の運営期間を設けて税率等を設定していくということで、国民健康保険条例の方で3年間での国保の運営を行っていくという提案をしていきます。もう1つ、税率改正に伴う、国民健康保険税条例の一部改正について、提案していくこととなります。そのような中で、今回の諮問というのは、一義的に改正案を示し、答申をいただいて、パブリックコメント及び市民説明会を経て、最終的に条例案となるものを再度諮問し、答申をいただくということになります。今回の答申結果を受けたものが最終的な条例の改正案となります。</p>
鈴木委員	<p>パブリックコメントに出す改正案については、今回諮問されている案を修正する可能性があるのでしょうか。</p> <p>今回の改正案は非常に厳しいものがありますので、被保険者の負担をもっと抑制したものに再考していただきたいと思います。</p>
東内部長	<p>今回の改正案について、市長が諮問しているものですが、答申の中で、妥当ではないというものもあるでしょうし、運営協議会としての意見を付言した答申もあると思いますので、皆様のご意見をいただければと思います。</p> <p>例えば、答申に、この運営協議会の意見が付いた場合には、その意見を踏まえ、検討し、パブリックコメントに示す最終的な案を決定するということとなりますので、答申を受けて、パブリックコメントの改正案が変わるということはありません。</p>
東内部長	<p>今回は、平成30年度から平成32年度までの3年間の医療費推計、納付金の推計を行って、3年間分に見合う税率の設定を行っています。1年目には黒字、3年目の赤字分をその黒字分で補填するという財政推計となっています。</p> <p>法定外繰入金についても、1年目に繰り入れたものが余ったとしても、一般会計に戻すのではなく、基金に積んで、次年度以降の運</p>

発言者	会 議 内 容
<p>石山委員 54 : 45</p>	<p>営に充てていくということになります。</p> <p>保育料の改定では、平成27年度の改正の際に見直していない自治体は、この3年後、厳しい状況になっています。今回の国保の制度改正については、今回見直して、3年後には安定した運営が行える状況になっていると見込んでいます。法定外繰入金については、県の運営方針の中でも、なくしていこうという流れになっています。そういったことを踏まえて今回の改正案となっていますので、ご意見をいただければと思います。</p> <p>この改正によって、急に負担が増えるというのは、3年間で設定したものだとしても、被保険者へ納税通知がいくのは、単年度のもので、それを受けた被保険者の負担感というは大きいものだと思います。一般の被保険者の方は、納税通知を見て、2割も3割も増えていたら、なかなか理解は得られないのではないのでしょうか。</p> <p>特に、低所得者の方は、増加率が低かったとしても、実際増加した保険税額が大きいと、ものすごく負担感は大いだと思います。そうすると、収納率が下がってしまうという課題も出てくると思います。17%増で進めていった場合に、被保険者の方が納税通知を受けたときに、税額が上がっていることをどのように説明するか苦慮するところだと思います。</p>
<p>金子会長</p>	<p>基金の繰入については、現在、4億7千万円程度残っていますが、今後は基金の積み立て分はなくなっていくと思いますので、将来は、0になっていくと思います。ですので、あとは法定外繰入金で賄っていくことになると思います。この3年間については、基金が残っていますので、毎年1億円ずつ繰り入れていくこととしています。</p>
<p>大野次長</p>	<p>基金の繰入については、毎年度、収入が支出を上回った分を積み立てていきますので、0になってしまうということではありませんが、平成30年度からの制度改正に伴いまして、市が支払っていた保険給付費は県からの交付金で賄われるようになることから、保険給付費の剰余金というの見込めなくなります。それ以外の部分で</p>

発言者	会 議 内 容
東内部長	<p>の剰余金を財政調整基金に積み立てるというかたちになります。</p> <p>単年度の実質収支については赤字になると思いますが、形式収支については、黒字となりますので、剰余金は発生し、その分を積み立てていくこととなります。平成29年度については、形式収支は黒字となる見込みです。</p>
金子会長	<p>医療にかかったお金は、県からの交付金で賄われるため、その部分での剰余金はないということです。</p>
鈴木委員	<p>県が共同保険者となって運営していくということですが、県全体の決算というのはいかなるようになるのでしょうか。</p> <p>県全体の形式収支が黒字になった場合、その黒字の部分はどのようになるのでしょうか。</p>
渡部課長補佐	<p>県でも国保の特別会計ができ、財政調整基金というものも設定されます。黒字になった場合には、そういった基金へ積み立てて、後年度の納付金の抑制につながっていきます。逆に、赤字になることもあると思いますが、この場合は、国で財政安定化基金というものができますので、そこからお金を借りて賄っていくこととなります。その分は、後年度の納付金に加算されていくこととなります。</p>
山崎委員	<p>税額表の増加額をみると、高所得者については、課税限度額の影響で、増加額が打ち止めされ、どの所得者層とも平等には増加していないので、とても不自然な感じがします。</p> <p>また、低所得者への方へ補助をするということについては、高所得者の方からは、自分たちが払った税金から国保の特別会計へ補填されているのに、低所得者への方へのみ補助があることには反発が起こることも考えられます。</p> <p>課税限度額については、市だけを変えることはできないと思いますが、限度額を見直すといったことも必要ではないかと思います。</p> <p>今回の増加額についても仕方ないかと思います。</p>

発言者	会 議 内 容
渡部課長補佐	<p>医療分の限度額は54万円となっていますが、今後4万円上げるといった話もあります。これは、地方税法施行令に定めれるのですが、市町村はそれに従わないといけませんので、和光市だけで改正することというのは難しいのですが、今後、税率等を見直す際には、法律との差があれば、限度額になるよう見直していきたいと考えています。</p>
石山委員	<p>諮問案としては、17%増ということは、さまざまなシミュレーションを行った結果ということで仕方がないかとは思いますが、法定外繰入金について、もう少し増やすなど検討してもらえないかという要望を込めて答申としてはどうかと思います。</p>
鈴木委員	<p>石山委員の意見に賛成なのですが、17%増というままでは、賛成しかねますので、諮問案としては了承するけれども、再考していただきたいという強い意見を付帯意見というような形でつけていただければと思います。</p> <p>パブリックコメントには、再考した案を示していただければと思います。</p>
山崎委員	<p>石山委員のご意見は、17%増というのは、さまざまな検討を行った結果出てきた数値であり理解できるけれども、いきなりここまで上げるのは情情的にも負担感が大きいので、ソフトランニングしましょう、緩和策を検討してほしいということだと思います。初めから17%増ではだめだということではないと思います。</p>
石山委員	<p>諮問案としては、事務局がいろいろとシミュレーションした結果ですので、やむを得ないと思います。しかし、低所得者への負担等を見た場合に、本当に3年間で3億円だけの法定外繰入金でよいのか、もう少し繰入金額について検討してもらって、低所得者への激変を緩和してもらいたいということです。</p>
鈴木委員	<p>今回の諮問案をそのまま了承することは厳しく、再考してもらいたいという意見を付けていただきたいと思います。この1</p>

発言者	会 議 内 容
	7%増というものがベースになるとしても、再考していただきたいと思います。
大友委員	いろいろとシミュレーションした結果ですので、17%増でも仕方ないと思います。
白石委員	高齢者が増えている環境ですので、少しの増額は仕方ないと思います。
和田委員	17%増というのは仕方ないとは思いますが、税額表をみると、中間所得者層の負担が多くなっていることと、高所得者層の負担があまり多くなっていないことと、低所得者層でも、遺族年金をもらっている方は、税金がかからないなど、収入がある方もいると思うので、本当に収入がない方との矛盾も感じています。
小田原委員	国民健康保険がいい形で運営できるように検討された結果が、17%増ということですが、被保険者の方の収入が増えているというわけではないと思いますので、17%増というのは厳しいと思います。しかし、国民健康保険を維持していくためには、仕方ないとも思いますので、低所得者層への手当てなどを検討していただければと思います。
原委員	病院側から見ると、最近では費用はかかりますが、いい医療というものが進んでいますので、3年間の安定した財源としては、17%増というのはやっていかざるを得ないものかと思います。
内野委員	国民健康保険の医療を使って、薬をお出ししているわけですが、自分も和光市に住んでいて、国保ではありませんが、17%増は高いと感じます。 医療に携わる者として、医療費の抑制を行って、これ以上負担が増えないようにしていきたいと思います。
金子会長	皆様のご意見を伺いましたが、まとめさせていただくと、諮問

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>案である17%増については、さまざまな試算を行った結果であるため、一応の理解はできますが、低所得者等への負担を考えた場合に、法定外繰入金を可能な限り追加して繰り入れ、一人当たり保険税額の増額を抑えてほしいといった意見を付けて、答申するということがいかがでしょうか。</p> <p>諮問事項について、採決に入ります。</p> <p>諮問事項「（仮称）和光市国保ヘルスプランの策定及び和光市国民健康保険税の税率等の改正について」、先ほどの意見を付し、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（採決）</p> <p>採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項については、意見を付し、承認いたします。</p> <p>なお、この結果については、私から市長に報告します。</p> <p>国保ヘルスプラン（素案）については、ご意見等がありましたら事務局までいただければと思います。いただいたご意見を踏まえまして、私と事務局で調整させていただきます。</p>
大野次長	<p>5 その他</p> <p>本日いただきましたご意見等を踏まえ、再度検討させていただきたいと思います。また、次回の会議については、2月上旬を予定しています。</p>
金子会長	<p>6 閉会</p> <p>以上をもちまして、運営協議会を閉会します。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>